修繕の技術について扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)のアについては，漁業法や漁業協同組合などの概要を扱うこと。イについては，排他的経済水域の定着，国際漁業に関する条約や協定，漁業の国際協力などの基礎的な内容を扱うこと。オについては，危害分析・重要管理点方式と食品トレーサビリティシステムなどの基礎的な内容を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，漁業経営の特性，経営分析，簿記及び新たな漁業経営の取組や改善について基礎的な内容を扱うこと。

第７　航海・計器

１　目　標

水産の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，漁船等の船舶を航行させるために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 船舶の安全かつ適切な航海について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 船舶の安全かつ適切な航海に関する課題を発見し，船舶の運航や漁業生産に従事する者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 船舶の安全かつ適切な航海や漁業生産への活用を目指して自ら学び，水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 航海の概要

ア　航海の意義と沿革

イ　航海と航法

ウ　航海と計算

(2) 航海に関する情報

ア　航海と情報

イ　海図と航路標識

ウ　海流や潮汐（せき）の概要

(3) 計器と航法

ア　基本航海計器

イ　地文航法

ウ　電波航法

エ　天文航法

(4) 航海計画

(5) 海上交通関係法規

ア　海上衝突予防法

イ　海上交通安全法

ウ　港則法

(6) 海事実務英語

３　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　安全な航海について，具体的な事例を基に理解できるよう指導すること。

イ　レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ，電子海図や実習船等を活用した実験・実習などの体験的な学習活動を通して，船舶の安全かつ適切な航海の重要性について具体的に理解できるよう指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(2)のアについては，航海に必要な情報の収集と活用の方法を扱うこと。イについては，電子海図，各種の航路標識，信号などを扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(3)のアについては，航海計器の基本的な操作方法などを扱うこと。イについては，船位の算出と測定及び衝突防止を中心に扱うこと。ウについては，電波の概要や衛星航法を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(4)については，航海計画立案に必要な情報の入手方法と活用方法を扱うこと。また，安全かつ適切な船舶の運航について理解できるよう，(1)から(3)までと関連付けて扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(5)については，海上交通三法及び関係法規を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(6)については，航海に必要な海事実務英語や外地寄港地などにおける英会話について基礎的な内容を扱うこと。

第８　船舶運用

１　目　標

水産の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，漁船等の船舶の運航に必要な資質・能力を次のとおり育成するこ